社会福祉法人報恩会　役員等報酬規程

(目的)

第一条　この規程は、社会福祉法人報恩会(以下「法人」という。)の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第二条　本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(常勤役員等の報酬)

第三条　理事長(当法人運営施設の職員を兼務せず給与支給を受けておらず、かつ同条下記要件を満たす場合に限る)の報酬は月額400,000円とし、当月の職員給与日にこれを支給する。報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

2　常勤役員とは1月80時間勤務する者を言う。

3　理事会にて常勤勤務を承認された者。

4　職務内容は、理事会運営、稟議書の認可、業者との契約、辞令交付、法人内各施設への訪問・問題対応等、全拠点の最終責任者としての業務を行う。

5　出勤簿、業務報告書を記録する。

(常勤役員等の月途中退任時の報酬)

第四条　月途中で理事長を退任した時は、その月の報酬額は次の算式によって求められる額とする。

報酬月額÷３０×その月の在任日数＝その月の報酬額

(常勤役員等の退任)

第五条　理事長を退任した時は、一時金として次の算式によって求められる額を支給する。ただし、在任中の同人の職務遂行に重大な瑕疵または背任行為があったと認められる場合には、理事会の決議によって、その一部または全部を支給しないことができる。

報酬月額÷１０×在任月数＝一時金の額

在任月数は、職員を兼務せず、かつ常勤役員として従事した時からの起算とする。

(非常勤役員の理事会及び評議員会への出席報酬、業務報酬等)

第六条　理事が理事会に出席、又は運営業務に従事したときは、報酬として日額5,000円を支給することができる。ただし、法人に属する職員の者には支給しない。

2　評議員が、評議員会に出席、又は運営業務に従事したときは、報酬として日額5,000円

を支給することができる。

3　評議員に対して、各年度の総額が 150,000 円を超えない範囲で報酬として支給することができる。

4　役員に対して、各年度の総額が 360,000 円を超えない範囲で報酬として支給することができる。

(監事の報酬等)

第七条　監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、報酬及び実費弁償費は支払わない。

2　監事のうち、法人の財務管理の状況を監査する業務を行う監事に対して監事報酬として年額３万円を支給する。

3　監事のうち、法人社会福祉事業の状況を監査する業務を行う監事に対して監事報酬として年額２万円を支給する。

(監事の報酬支給日)

第八条　監事の報酬支給日は、毎年決算登記後 15 日以内に支払う。

(出張旅費)

第九条　役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため出張する場合は、次の表により日当及び旅費等を支給する。

旅　費	宿 泊 費	日　当	旅費・その他
実　費	1 泊 30,000 円以内	日額 10,000 円	実 費 額

※宿泊費については、曜日やシーズンにより宿泊費が高額設定になる場合があるため、その場合は上記宿泊費を上回る事ができる。ただし、50,000 円を上限とし不足分は自己負担とする。

2　旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第十条　法人及び事業所の職員を兼務する理事は、事業所の役務にあたらない部分の業務に対してのみ、この規程を適用する。

(改正)

第十一条　この規程の改正は、評議員会の議決を得なければならない。

付則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(評議員、理事報酬年度総額改正)

この規程は、令和5年2月14日から施行し、2月1日から遡及して適用する。

(出張旅費宿泊費※加筆)

この規程は、令和8年4月1日から遡及施行する。

(常勤役員報酬等加筆・宿泊費、日当増額)